

総 基 一 第 16 号
平成 31 年 3 月 27 日

一般社団法人電気通信事業者協会 御中

総務省総合通信基盤局長
谷脇 康彦

外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化に向けた取組について（要請）

ラグビーワールドカップ 2019 日本大会、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会、2025 年大阪・関西万博といった世界的なイベントの開催、訪日外国人旅行者、在留外国人の増加や新たな外国人材の受入れを見据え、国際化時代にふさわしい ICT 利用環境の実現に向けた取組を推進することが必要です。

そのため、総務省では、平成 30 年 12 月に佐藤ゆかり総務副大臣の下にプロジェクトチームを設置し、検討を進めています。

特に、社会・経済生活に必要不可欠である携帯電話については、訪日外国人や在留外国人が利用が必要となった際、直ちに契約・利用できる環境を実現することが重要です。

この点については、昨年 12 月に取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）の中にも、在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化等の施策として盛り込まれているところです。

今般、これらを踏まえ、下記のとおり要請しますので、貴団体所属の携帯電話事業者に対し、適切に周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 今後、拡大及び多様化が見込まれる外国人の携帯音声通信サービスの利用ニーズに応じて、その不正利用防止にも留意しつつ、日本に来訪する外国人がその滞在期間の長短にかかわらず、当該サービスを円滑に利用できるよう、本人確認手続の円滑化やプリペイド方式を含む支払方法の多様化に取り組んでいただきますようお願いいたします。当省においても、上述の取組の実施に資する情報を順次提供するなどの支援に努めてまいります。

なお、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）に規定する契約者の本人確認の実施に当たり、中長期在留外国人との間では、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 167 号）に規定するとおり、制度上、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に規定する在留カードを本人確認書類として利用可能である旨、改めて周知いたします。

2 日本語を話せない外国人が契約に際して支障を生ずることのないよう、携帯電話事業者は、今後日本に滞在する外国人の動向も踏まえ、店舗をはじめとする顧客との接点における多言語対応の取組を一層推進するようお願いいたします。

また、各事業者の取組について、訪日外国人や在留外国人における認知が高まるよう、適切な周知方策の検討及び実施をお願いいたします。

なお、これまでに総務省が行ったヒアリングにより、携帯電話事業者等による多言語対応及び周知の取組の優良事例として、以下のような取組を把握しています。各社の取組の推進に当たり、参考にさせていただきますようお願いいたします。

<優良事例>

【多言語対応関係】

- ・全ての店舗で電話を通じた通訳サポート（5 か国語）を提供
- ・約 4 割の店舗でテレビ電話を通じた通訳サポート（12 か国語）を提供
- ・外国人の来店が多い店舗における外国語対応スタッフの積極的配置（約 2 割の店舗に配置）
- ・コールセンターにおける多言語対応（6 か国語）
- ・カタログの多言語化（6 か国語）
- ・契約時の重要事項説明書（6 か国語）等の多言語化
- ・契約に当たっての解説動画を Web サイトに掲載（4 か国語）
- ・店舗における翻訳機の利用

【周知関係】

- ・外国語対応スタッフの所属店舗や対応時間の周知（公式サイト上での検索ツールの提供、外国人コミュニティへのイベントの機会やダイレクトメール等を通じた周知）
- ・大使館・領事館等への配布冊子（日本の生活に係るガイドブック）や大学・日本語学校の留学生向け説明会等における多言語対応の周知

以上

携帯電話不正利用防止法（平成 17 年法律第 31 号） 関係条文抜粋

（契約締結時の本人確認義務等）

第三条 携帯音声通信事業者は、携帯音声通信役務の提供を受けようとする者との間で、役務提供契約を締結するに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法により、当該役務提供契約を締結しようとする相手方（括弧内略）について、次の各号に掲げる相手方の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項（以下「本人特定事項」という。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない

- 一 自然人 氏名、住居及び生年月日
- 二 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地

2～4 （略）

（貸与業者の貸与時の本人確認義務等）

第十条 通話可能端末設備等を有償で貸与することを業とする者（以下「貸与業者」という。）は、通話可能端末設備等を有償で貸与する契約（以下「貸与契約」という。）を締結するに際しては、当該貸与契約を締結しようとする相手方（以下「貸与の相手方」という。）について、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法によるそれぞれ当該各号に定める事項（以下「貸与時本人特定事項」という。）の確認（以下「貸与時本人確認」という。）を行わずに、通話可能端末設備等を貸与の相手方に交付してはならない

- 一 自然人 氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で総務省令で定めるものにあつては、総務省令で定める事項）及び生年月日
- 二 法人 名称及び本店又は主たる住所の所在地

2 （略）

携帯電話不正利用防止法施行規則（平成 17 年総務省令第 167 号） 関係条文抜粋

（自然人に対する本人確認の方法）

第三条 法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 自然人（括弧内略） 次に掲げる方法のいずれか
 - イ 当該自然人又はその代表者等（括弧内略）から第五条第一項第一号（二及びへを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあつては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。）

ロ・ハ （略）

二 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

二 (略)

2～5 (略)

(自然人に対する本人確認書類)

第五条 第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の書類にあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人(第三号に規定する外国人を除く)

イ 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)第五条に規定する外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)又は旅券等(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。)

ロ～ヘ (略)

二 (略)

三 外国人(本邦に在留している者(括弧内略)を除く。)及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人 前各号に規定する書類のほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、前各号に規定する書類に準ずるもの(自然人の場合にあつてはその氏名及び生年月日の記載のあるものに、法人の場合にあつてはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。)

2 (略)

(貸与時本人確認の方法)

第十九条 法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人（第十七条の規定により旅券等を提示した外国人（中略）を除く。） 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号イ若しくはホ又は第三号に規定する書類（同項第1号ホに規定する書類にあっては、一を限り発行又は発給されたものに限る。）であって当該自然人の写真があるものの提示を受ける方法

ロ （中略）当該自然人若しくはその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

(1) 当該書類又はその写しに記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払いを受けることを約し、かつ、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、当該自然人との貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸与契約の締結に係る文書（以下「貸与時通話可能端末設備等」という。）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する措置

(2) 当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置

ハ・ニ （略）

二～四 （略）

2～5 （略）

総基一第16号
平成31年3月27日

一般社団法人テレコムサービス協会 御中

総務省総合通信基盤局長
谷脇 康彦

外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化に向けた取組について（要請）

ラグビーワールドカップ2019日本大会、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、2025年大阪・関西万博といった世界的なイベントの開催、訪日外国人旅行者、在留外国人の増加や新たな外国人材の受入れを見据え、国際化時代にふさわしいICT利用環境の実現に向けた取組を推進することが必要です。

そのため、総務省では、平成30年12月に佐藤ゆかり総務副大臣の下にプロジェクトチームを設置し、検討を進めています。

特に、社会・経済生活に必要不可欠である携帯電話については、訪日外国人や在留外国人が利用が必要となった際、直ちに契約・利用できる環境を実現することが重要です。

この点については、昨年12月に取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）の中にも、在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化等の施策として盛り込まれているところです。

今般、これらを踏まえ、下記のとおり要請しますので、貴団体所属の携帯電話事業者に対し、適切に周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 今後、拡大及び多様化が見込まれる外国人の携帯音声通信サービスの利用ニーズに応じて、その不正利用防止にも留意しつつ、日本に来訪する外国人がその滞在期間の長短にかかわらず、当該サービスを円滑に利用できるよう、本人確認手続の円滑化やプリペイド方式を含む支払方法の多様化に取り組んでいただきますようお願いいたします。当省においても、上述の取組の実施に資する情報を順次提供するなどの支援に努めてまいります。

なお、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）に規定する契約者の本人確認の実施に当たり、中長期在留外国人との間では、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 167 号）に規定するとおり、制度上、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に規定する在留カードを本人確認書類として利用可能である旨、改めて周知いたします。

2 日本語を話せない外国人が契約に際して支障を生ずることのないよう、携帯電話事業者は、今後日本に滞在する外国人の動向も踏まえ、店舗をはじめとする顧客との接点における多言語対応の取組を一層推進するようお願いいたします。

また、各事業者の取組について、訪日外国人や在留外国人における認知が高まるよう、適切な周知方策の検討及び実施をお願いいたします。

なお、これまでに総務省が行ったヒアリングにより、携帯電話事業者等による多言語対応及び周知の取組の優良事例として、以下のような取組を把握しています。各社の取組の推進に当たり、参考にさせていただきますようお願いいたします。

<優良事例>

【多言語対応関係】

- ・全ての店舗で電話を通じた通訳サポート（5 か国語）を提供
- ・約 4 割の店舗でテレビ電話を通じた通訳サポート（12 か国語）を提供
- ・外国人の来店が多い店舗における外国語対応スタッフの積極的配置（約 2 割の店舗に配置）
- ・コールセンターにおける多言語対応（6 か国語）
- ・カタログの多言語化（6 か国語）
- ・契約時の重要事項説明書（6 か国語）等の多言語化
- ・契約に当たっての解説動画を Web サイトに掲載（4 か国語）
- ・店舗における翻訳機の利用

【周知関係】

- ・外国語対応スタッフの所属店舗や対応時間の周知（公式サイト上での検索ツールの提供、外国人コミュニティへのイベントの機会やダイレクトメール等を通じた周知）
- ・大使館・領事館等への配布冊子（日本の生活に係るガイドブック）や大学・日本語学校の留学生向け説明会等における多言語対応の周知

以上

携帯電話不正利用防止法（平成 17 年法律第 31 号） 関係条文抜粋

（契約締結時の本人確認義務等）

第三条 携帯音声通信事業者は、携帯音声通信役務の提供を受けようとする者との間で、役務提供契約を締結するに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法により、当該役務提供契約を締結しようとする相手方（括弧内略）について、次の各号に掲げる相手方の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項（以下「本人特定事項」という。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない

- 一 自然人 氏名、住居及び生年月日
- 二 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地

2～4 （略）

（貸与業者の貸与時の本人確認義務等）

第十条 通話可能端末設備等を有償で貸与することを業とする者（以下「貸与業者」という。）は、通話可能端末設備等を有償で貸与する契約（以下「貸与契約」という。）を締結するに際しては、当該貸与契約を締結しようとする相手方（以下「貸与の相手方」という。）について、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法によるそれぞれ当該各号に定める事項（以下「貸与時本人特定事項」という。）の確認（以下「貸与時本人確認」という。）を行わずに、通話可能端末設備等を貸与の相手方に交付してはならない

- 一 自然人 氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で総務省令で定めるものにあつては、総務省令で定める事項）及び生年月日
- 二 法人 名称及び本店又は主たる住所の所在地

2 （略）

携帯電話不正利用防止法施行規則（平成 17 年総務省令第 167 号） 関係条文抜粋

（自然人に対する本人確認の方法）

第三条 法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 自然人（括弧内略） 次に掲げる方法のいずれか
 - イ 当該自然人又はその代表者等（括弧内略）から第五条第一項第一号（二及びへを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあつては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。）

ロ・ハ （略）

二 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

二 (略)

2～5 (略)

(自然人に対する本人確認書類)

第五条 第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の書類にあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人(第三号に規定する外国人を除く)

イ 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)第五条に規定する外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)又は旅券等(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。)

ロ～ヘ (略)

二 (略)

三 外国人(本邦に在留している者(括弧内略)を除く。)及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人 前各号に規定する書類のほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、前各号に規定する書類に準ずるもの(自然人の場合にあつてはその氏名及び生年月日の記載のあるものに、法人の場合にあつてはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。)

2 (略)

(貸与時本人確認の方法)

第十九条 法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人（第十七条の規定により旅券等を提示した外国人（中略）を除く。） 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号イ若しくはホ又は第三号に規定する書類（同項第1号ホに規定する書類にあっては、一を限り発行又は発給されたものに限る。）であって当該自然人の写真があるものの提示を受ける方法

ロ （中略）当該自然人若しくはその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

(1) 当該書類又はその写しに記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払いを受けることを約し、かつ、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、当該自然人との貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸与契約の締結に係る文書（以下「貸与時通話可能端末設備等」という。）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する措置

(2) 当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置

ハ・ニ （略）

二～四 （略）

2～5 （略）

総 基 一 第 16 号
平成 31 年 3 月 27 日

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 御中

総務省総合通信基盤局長
谷脇 康彦

外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化に向けた取組について（要請）

ラグビーワールドカップ 2019 日本大会、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会、2025 年大阪・関西万博といった世界的なイベントの開催、訪日外国人旅行者、在留外国人の増加や新たな外国人材の受入れを見据え、国際化時代にふさわしい ICT 利用環境の実現に向けた取組を推進することが必要です。

そのため、総務省では、平成 30 年 12 月に佐藤ゆかり総務副大臣の下にプロジェクトチームを設置し、検討を進めています。

特に、社会・経済生活に必要不可欠である携帯電話については、訪日外国人や在留外国人が利用が必要となった際、直ちに契約・利用できる環境を実現することが重要です。

この点については、昨年 12 月に取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）の中にも、在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化等の施策として盛り込まれているところです。

今般、これらを踏まえ、下記のとおり要請しますので、貴団体所属の携帯電話事業者に対し、適切に周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 今後、拡大及び多様化が見込まれる外国人の携帯音声通信サービスの利用ニーズに応じて、その不正利用防止にも留意しつつ、日本に来訪する外国人がその滞在期間の長短にかかわらず、当該サービスを円滑に利用できるよう、本人確認手続の円滑化やプリペイド方式を含む支払方法の多様化に取り組んでいただきますようお願いいたします。当省においても、上述の取組の実施に資する情報を順次提供するなどの支援に努めてまいります。

なお、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）に規定する契約者の本人確認の実施に当たり、中長期在留外国人との間では、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 167 号）に規定するとおり、制度上、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に規定する在留カードを本人確認書類として利用可能である旨、改めて周知いたします。

2 日本語を話せない外国人が契約に際して支障を生ずることのないよう、携帯電話事業者は、今後日本に滞在する外国人の動向も踏まえ、店舗をはじめとする顧客との接点における多言語対応の取組を一層推進するようお願いいたします。

また、各事業者の取組について、訪日外国人や在留外国人における認知が高まるよう、適切な周知方策の検討及び実施をお願いいたします。

なお、これまでに総務省が行ったヒアリングにより、携帯電話事業者等による多言語対応及び周知の取組の優良事例として、以下のような取組を把握しています。各社の取組の推進に当たり、参考にさせていただきますようお願いいたします。

<優良事例>

【多言語対応関係】

- ・全ての店舗で電話を通じた通訳サポート（5 か国語）を提供
- ・約 4 割の店舗でテレビ電話を通じた通訳サポート（12 か国語）を提供
- ・外国人の来店が多い店舗における外国語対応スタッフの積極的配置（約 2 割の店舗に配置）
- ・コールセンターにおける多言語対応（6 か国語）
- ・カタログの多言語化（6 か国語）
- ・契約時の重要事項説明書（6 か国語）等の多言語化
- ・契約に当たっての解説動画を Web サイトに掲載（4 か国語）
- ・店舗における翻訳機の利用

【周知関係】

- ・外国語対応スタッフの所属店舗や対応時間の周知（公式サイト上での検索ツールの提供、外国人コミュニティへのイベントの機会やダイレクトメール等を通じた周知）
- ・大使館・領事館等への配布冊子（日本の生活に係るガイドブック）や大学・日本語学校の留学生向け説明会等における多言語対応の周知

以上

携帯電話不正利用防止法（平成 17 年法律第 31 号） 関係条文抜粋

（契約締結時の本人確認義務等）

第三条 携帯音声通信事業者は、携帯音声通信役務の提供を受けようとする者との間で、役務提供契約を締結するに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法により、当該役務提供契約を締結しようとする相手方（括弧内略）について、次の各号に掲げる相手方の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項（以下「本人特定事項」という。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない

- 一 自然人 氏名、住居及び生年月日
- 二 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地

2～4 （略）

（貸与業者の貸与時の本人確認義務等）

第十条 通話可能端末設備等を有償で貸与することを業とする者（以下「貸与業者」という。）は、通話可能端末設備等を有償で貸与する契約（以下「貸与契約」という。）を締結するに際しては、当該貸与契約を締結しようとする相手方（以下「貸与の相手方」という。）について、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法によるそれぞれ当該各号に定める事項（以下「貸与時本人特定事項」という。）の確認（以下「貸与時本人確認」という。）を行わずに、通話可能端末設備等を貸与の相手方に交付してはならない

- 一 自然人 氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で総務省令で定めるものにあつては、総務省令で定める事項）及び生年月日
- 二 法人 名称及び本店又は主たる住所の所在地

2 （略）

携帯電話不正利用防止法施行規則（平成 17 年総務省令第 167 号） 関係条文抜粋

（自然人に対する本人確認の方法）

第三条 法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 自然人（括弧内略） 次に掲げる方法のいずれか
 - イ 当該自然人又はその代表者等（括弧内略）から第五条第一項第一号（二及びへを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあつては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。）

ロ・ハ （略）

二 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

二 (略)

2～5 (略)

(自然人に対する本人確認書類)

第五条 第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の書類にあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人(第三号に規定する外国人を除く)

イ 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)第五条に規定する外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)又は旅券等(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。)

ロ～ヘ (略)

二 (略)

三 外国人(本邦に在留している者(括弧内略)を除く。)及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人 前各号に規定する書類のほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、前各号に規定する書類に準ずるもの(自然人の場合にあつてはその氏名及び生年月日の記載のあるものに、法人の場合にあつてはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。)

2 (略)

(貸与時本人確認の方法)

第十九条 法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人（第十七条の規定により旅券等を提示した外国人（中略）を除く。） 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号イ若しくはホ又は第三号に規定する書類（同項第1号ホに規定する書類にあっては、一を限り発行又は発給されたものに限る。）であって当該自然人の写真があるものの提示を受ける方法

ロ （中略）当該自然人若しくはその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

(1) 当該書類又はその写しに記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払いを受けることを約し、かつ、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、当該自然人との貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸与契約の締結に係る文書（以下「貸与時通話可能端末設備等」という。）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する措置

(2) 当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置

ハ・ニ （略）

二～四 （略）

2～5 （略）

総基一第16号
平成31年3月27日

一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会 御中

総務省総合通信基盤局長
谷脇 康彦

外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化に向けた取組について（要請）

ラグビーワールドカップ2019日本大会、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、2025年大阪・関西万博といった世界的なイベントの開催、訪日外国人旅行者、在留外国人の増加や新たな外国人材の受入れを見据え、国際化時代にふさわしいICT利用環境の実現に向けた取組を推進することが必要です。

そのため、総務省では、平成30年12月に佐藤ゆかり総務副大臣の下にプロジェクトチームを設置し、検討を進めています。

特に、社会・経済生活に必要不可欠である携帯電話については、訪日外国人や在留外国人が利用が必要となった際、直ちに契約・利用できる環境を実現することが重要です。

この点については、昨年12月に取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）の中にも、在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化等の施策として盛り込まれているところです。

今般、これらを踏まえ、下記のとおり要請しますので、貴団体所属の携帯電話販売代理店に対し、適切に周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 今後、拡大及び多様化が見込まれる外国人の携帯音声通信サービスの利用ニーズに応じて、その不正利用防止にも留意しつつ、日本に来訪する外国人がその滞在期間の長短にかかわらず、当該サービスを円滑に利用できるよう、本人確認手続の円滑化やプリペイド方式を含む支払方法の多様化に取り組んでいただきますようお願いいたします。当省においても、上述の取組の実施に資する情報を順次提供するなどの支援に努めてまいります。

なお、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）に規定する契約者の本人確認の実施に当たり、中長期在留外国人との間では、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 167 号）に規定するとおり、制度上、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に規定する在留カードを本人確認書類として利用可能である旨、改めて周知いたします。

2 日本語を話せない外国人が契約に際して支障を生ずることのないよう、携帯電話事業者は、今後日本に滞在する外国人の動向も踏まえ、店舗をはじめとする顧客との接点における多言語対応の取組を一層推進するようお願いいたします。

また、各事業者の取組について、訪日外国人や在留外国人における認知が高まるよう、適切な周知方策の検討及び実施をお願いいたします。

なお、これまでに総務省が行ったヒアリングにより、携帯電話事業者等による多言語対応及び周知の取組の優良事例として、以下のような取組を把握しています。各社の取組の推進に当たり、参考にさせていただきますようお願いいたします。

<優良事例>

【多言語対応関係】

- ・全ての店舗で電話を通じた通訳サポート（5 か国語）を提供
- ・約 4 割の店舗でテレビ電話を通じた通訳サポート（12 か国語）を提供
- ・外国人の来店が多い店舗における外国語対応スタッフの積極的配置（約 2 割の店舗に配置）
- ・コールセンターにおける多言語対応（6 か国語）
- ・カタログの多言語化（6 か国語）
- ・契約時の重要事項説明書（6 か国語）等の多言語化
- ・契約に当たっての解説動画を Web サイトに掲載（4 か国語）
- ・店舗における翻訳機の利用

【周知関係】

- ・外国語対応スタッフの所属店舗や対応時間の周知（公式サイト上での検索ツールの提供、外国人コミュニティへのイベントの機会やダイレクトメール等を通じた周知）
- ・大使館・領事館等への配布冊子（日本の生活に係るガイドブック）や大学・日本語学校の留学生向け説明会等における多言語対応の周知

以上

携帯電話不正利用防止法（平成 17 年法律第 31 号） 関係条文抜粋

（契約締結時の本人確認義務等）

第三条 携帯音声通信事業者は、携帯音声通信役務の提供を受けようとする者との間で、役務提供契約を締結するに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法により、当該役務提供契約を締結しようとする相手方（括弧内略）について、次の各号に掲げる相手方の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項（以下「本人特定事項」という。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない

- 一 自然人 氏名、住居及び生年月日
- 二 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地

2～4 （略）

（貸与業者の貸与時の本人確認義務等）

第十条 通話可能端末設備等を有償で貸与することを業とする者（以下「貸与業者」という。）は、通話可能端末設備等を有償で貸与する契約（以下「貸与契約」という。）を締結するに際しては、当該貸与契約を締結しようとする相手方（以下「貸与の相手方」という。）について、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法によるそれぞれ当該各号に定める事項（以下「貸与時本人特定事項」という。）の確認（以下「貸与時本人確認」という。）を行わずに、通話可能端末設備等を貸与の相手方に交付してはならない

- 一 自然人 氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で総務省令で定めるものにあつては、総務省令で定める事項）及び生年月日
- 二 法人 名称及び本店又は主たる住所の所在地

2 （略）

携帯電話不正利用防止法施行規則（平成 17 年総務省令 167 号） 関係条文抜粋

（自然人に対する本人確認の方法）

第三条 法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 自然人（括弧内略） 次に掲げる方法のいずれか
 - イ 当該自然人又はその代表者等（括弧内略）から第五条第一項第一号（二及びへを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあつては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。）

ロ・ハ （略）

二 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

二 (略)

2～5 (略)

(自然人に対する本人確認書類)

第五条 第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の書類にあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人(第三号に規定する外国人を除く)

イ 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)第五条に規定する外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)又は旅券等(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。)

ロ～ヘ (略)

二 (略)

三 外国人(本邦に在留している者(括弧内略)を除く。)及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人 前各号に規定する書類のほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、前各号に規定する書類に準ずるもの(自然人の場合にあつてはその氏名及び生年月日の記載のあるものに、法人の場合にあつてはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。)

2 (略)

(貸与時本人確認の方法)

第十九条 法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人（第十七条の規定により旅券等を提示した外国人（中略）を除く。） 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号イ若しくはホ又は第三号に規定する書類（同項第1号ホに規定する書類にあっては、一を限り発行又は発給されたものに限る。）であって当該自然人の写真があるものの提示を受ける方法

ロ （中略）当該自然人若しくはその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

(1) 当該書類又はその写しに記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払いを受けることを約し、かつ、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、当該自然人との貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸与契約の締結に係る文書（以下「貸与時通話可能端末設備等」という。）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する措置

(2) 当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置

ハ・ニ （略）

二～四 （略）

2～5 （略）